平成３０年（フ）第７４号
宮崎市大工２丁目118番地　榎木田アパート102号、前住所宮崎市大橋３丁目71番地　リバーサイド大橋306号
債務者　齊藤　公紀
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　速水　　渉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月29日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第５２号
埼玉県ふじみ野市西原１丁目３番地４
債務者　鈴木　順一
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山元　勇気
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第３０号
奈良県橿原市東坊城町573番地
債務者　牧村　栄子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星野さゆり
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第３０５号
札幌市豊平区平岸４条17丁目９番７号
債務者　河村　　護
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３７０号
札幌市手稲区前田10条15丁目７番１号　メゾンパークスＡ－101号
債務者　前田由美子
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３７５号
北海道恵庭市黄金中央３丁目３番地27　（ＲＥＶＥ黄金Ａ－103号）
債務者　葛西　大輔
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３８１号
札幌市豊平区美園７条４丁目１番10－102号
債務者　長山　俊彦
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４００号
札幌市豊平区平岸１条２丁目９番11号　第２平岸コーポＢ－Ａ号
債務者　髙橋　　由
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４０８号
札幌市南区北ノ沢１丁目12番30号
債務者　児玉　頼明
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１号
岩手県滝沢市外山276番地６、旧住所岩手県滝沢市鵜飼狐洞37番地15　プレンティＫ１－Ｃ号
債務者　福岡　怜奈
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第４２号
盛岡市前九年３丁目９番２－202号
債務者　西城　圭記
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第６４号
盛岡市大館町26番21号
債務者　返田　東子
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第６６号
盛岡市東山１丁目15番２－508号
債務者　金田一彩香
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１２号
福島県耶麻郡猪苗代町大字若宮字中ノ原甲2844番地52、前住所埼玉県春日部市谷原３丁目12番地３
債務者　山本　千泉
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成３０年（フ）第９４号
埼玉県川越市的場2314－15、住民票上の住所埼玉県坂戸市末広町21番地９　栄ハイツ２Ｆ10号室
債務者　堀江　厚史
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第７２号
静岡県裾野市葛山563番地
債務者　瀬戸　友則
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係